

令和 8 年度 第 3 回教育本部理事会

令和 7 年（2025 年）11 月 29 日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>512 名誉スキー検定員規程</p> <p>(目的・資格)</p> <p>第1条 この規程は、スキーA級検定員の資格を有し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、名誉スキー検定員（以下「名誉検定員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 名誉検定員は、スキー検定員の任務に加え、主としてスキー検定員の育成・指導を補佐し、助言を与える。</p> <p>(推薦)</p> <p>第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスキーA級検定員資格を保有していなければならず、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。</p> <p>(認定)</p> <p>第4条 名誉検定員は、理事会において認定する。</p> <p>2 名誉検定員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(認定証)</p> <p>第5条 名誉検定員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。</p> <p>(検定員クリニックの免除)</p> <p>第6条 名誉検定員は、公認スキー検定員規程に定めるクリニックの受講義務が免除される。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、名誉検定員の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(3) スキー指導員の資格を喪失したとき</p> <p>2 本連盟の規約に違反し、名誉検定員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第8条 第1条に定める名誉検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p>	<p>512 名誉スキー検定員規程</p> <p>(目的・資格)</p> <p>第1条 この規程は、スキーA級検定員の資格を有し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、名誉スキー検定員（以下「名誉検定員」という。）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(年度)</p> <p>第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(任務)</p> <p>第3条 名誉検定員は、スキー検定員の任務に加え、主としてスキー検定員の育成・指導を補佐し、助言を与える。</p> <p>(推薦)</p> <p>第4条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスキーA級検定員資格を保有していなければならず、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 名誉検定員は、理事会において認定する。</p> <p>2 名誉検定員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(認定証)</p> <p>第6条 名誉検定員を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。</p> <p>(検定員クリニック)</p> <p>第7条 名誉検定員は、公認スキー検定員規程に定めるクリニックの受講義務が免除される。<u>ただし、主任検定員を務める場合は、最低2年に1回検定員クリニックを受講し、SAJ会員証（電子会員証）の検定員資格の最新受講日の年度が、主任検定員を務める年度の2年度以内であることを条件とする。</u></p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、名誉検定員の資格を喪失する。</p> <p>(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき</p> <p>(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(3) スキー指導員の資格を喪失したとき</p> <p>2 本連盟の規約に違反し、名誉検定員としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。</p> <p>(登録料の納期)</p> <p>第9条 第1条に定める名誉検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p>	<p>年度について文言追加</p> <p>条番号繰り下げ</p> <p>(検定員クリニックの免除) → (検定員クリニック)</p> <p>名誉検定員が主任検定員を務められるように改正する。最低2年1回検定員クリニックを受講し、SAJ会員証（電子会員証）の検定員資格の最新受講日の年度が、主任検定員を務める年度の2年度以内であることを条件とする。</p>

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。	第 <u>10</u> 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。
昭和 61 年 5 月 9 日 制定 昭和 62 年 9 月 11 日 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 14 年 11 月 5 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 27 年 12 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 3 年 7 月 7 日 改正 令和 6 年 7 月 11 日 改正	昭和 61 年 5 月 9 日 制定 昭和 62 年 9 月 11 日 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 14 年 11 月 5 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 25 年 8 月 9 日 改正 平成 27 年 12 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 3 年 7 月 7 日 改正 令和 6 年 7 月 11 日 改正 <u>令和 7 年 11 月 29 日 改正</u>